

地下水は身近な水資源であり、水環境を大切にする湖国の生活文化の象徴としても貴重です。しかし、県内多くの地域で地下水汚染が見つかり、浄化の努力にもかかわらず改善が進まない地域も見られます。汚染は全国的な傾向でもあり、地下水汚染の未然防止のために取り組みを推進しています。

1. 琵琶湖と地下水

琵琶湖の周辺に広がる扇状地の扇端部などでは、地下水が地表面に姿を現す湧水が多数存在し、「ショウズ(清水)」などと呼ばれています。また、「ドッコイショ」と呼ばれる地中深くまで管を通して地下水脈を利用する自噴井戸もあり、名前の由来は、井戸を掘るときに、「ドッコイショ」と声をかけあうからとも言われています。これらの地下水は昔から生活用水などとして使用されてきました。

2020(令和2)年度の琵琶湖集水域の地下水かん養量は30.9億 m^3 と推計され、年間降水量の約50%に相当するとされています。

また、地下水の帯水層は湖と連続しており、浅層地下水は湖岸や湖底面から湖に流出しています。2020(令和2)年度の琵琶湖への年間の地下水流入量は7.5億 m^3 と推計され、河川と地下水からの琵琶湖への全流入量(47.7億 m^3)の約16%にも相当するとされています。(p140「6-3」引用)



写真8-7-1 堂来清水(長浜市高山町)



写真8-7-2 泉神社湧水(米原市大清水)



2. 地下水の汚染

(1) 地下水汚染の現状

都道府県では、水質汚濁防止法に基づき、県内の地下水の水質汚濁の状況を常時監視することとなっています。滋賀県でも毎年、地下水の水質測定計画を作成し、県内全域の地下水の汚染状況を把握しています。

2023(令和5)年度は、既に地下水汚染が判明している地域での継続監視調査を49地域で行いました。この49地域のうち、工場などで使用されていた溶剤などが地下へ浸透した人為的な汚染が原因と考えられるものが19地域、琵琶湖東岸部の広い範囲で検出が見られる砒素のように、もともと地質に含まれている物質による自然的汚染が原因と考えられるものが30地域となっています。

汚染が発見された場合には、その物質の検出の範囲などを確認するための調査を行うとともに、有害物質を使用している事業場に対して指導を行っており、事業場で対策が進められた結果などによって、今まで、116地域で環境基準を下回るまで改善が見られました。

しかし、高濃度の汚染が20年以上にわたって継続している地域もあります。いったん汚染された地下水の浄化には長い時間がかかり、また、改善には多額の費用を要することから、汚染を引き起こさない未然防止の取組が極めて重要です。

(2) 地下水汚染に対する対応

2003(平成15)年の土壤汚染対策法の施行や、2007(平成19)年の滋賀県公害防止条例の改正などにより、工場や事業場で汚染を引き起こさない未然防止の対策が図られてきました。

また、2011(平成23)年の水質汚濁防止法の改正により、有害物質を使用している施設や有害物質を貯蔵している施設を設置している者に対して、構造等に関する基準の遵守や定期点検も義務化されました。

これらの結果、人為的な汚染は近年減少傾向となっています。今後も引き続き、地下水汚染を引き起こさないための未然防止の取組の推進が必要です。

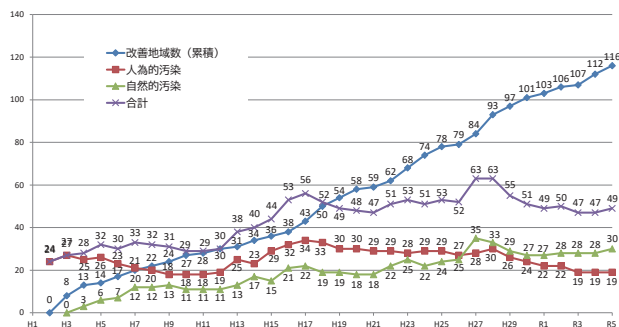


図8-7-1 地下水汚染モニタリング地域数の推移

環境政策課

【地下水かん養】 地表水が地下浸透して帯水層に水が供給されること。